

平成25年(厚)第1322号

平成26年9月29日裁決

主文

- 1 厚生労働大臣が、平成○年○月○日付で、再審査請求人に対してした、後記「理由」欄第2記載の原処分中、障害等級3級の障害厚生年金を支給しないとした部分を取り消す。
- 2 その余の再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害認定日を受給権発生日とする国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の支給を求めるということである。

第2 事案の概要

本件は、転移性脊椎腫瘍・乳癌・多発骨転移・肝転移・頸椎固定手術後(以下、併せて「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成○年○月○日(受付)、障害認定日による請求(予備的に事後重症による請求)として、障害給付の裁定を請求した請求人に対し、厚生労働大臣が、同年○月○日付で、障害認定日による請求に対し、障害認定日(平成○年○月○日)現在の障害の状態は国年法施行令(以下「国年令」という。)別表(障害年金1級、2級の程度を定めた表)及び厚年法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1(障害年金3級の障害の程度を定めた表)に定める程度に該当していないためという理由により、障害給付を支給しないとする旨の処分(以下「原処分」という。)を行ったのに対し、請求人が原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に再審査請求した事案である。

なお、予備的な事後重症による請求に対し、厚生労働大臣は、裁定請求日における

請求人の当該傷病による障害の状態が厚年令別表第1に定める3級の程度に該当するとして、受給権を取得した年月を平成○年○月、傷病コードを26(新生物)とする障害等級3級の障害厚生年金を支給する処分を行い、請求人もこの処分に対しては、不服がないと認められる案件である。

第3 当審査会の判断

- 1 障害認定日を受給権発生日とする障害厚生年金を受給するためには、障害認定日における対象となる傷病による障害の状態が障害等級3級以上の障害の状態になければならず、障害基礎年金を受給するためには、障害等級2級以上の障害の状態になければならないが、厚年法第47条第2項によると、障害等級は障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の障害の状態は政令で定めることとされているところ、これを承けた厚年令第3条の8は、障害等級の各級の障害の状態は、1級及び2級についてはそれぞれ国年令別表に定める障害の状態とし、3級については厚年令別表第1に定める障害の状態とする旨定めている。

- 2 そうして、厚年令別表第1で障害等級3級に該当するとされているもののうち、当該傷病による障害にかかわるものとしては、その12号に「身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」及びその14号に「傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生労働大臣が定めるもの」が掲げられている。したがって、請求人が年金請求書に添付して提出したa病院・A医師作成の平成○年○月○日現症に係る平成○年○月○日付診断書写し(以下「本件診断書」という。)により、当該傷病による障害認定日における障害の状態(以下「本件障害の状態」という。)が上記12号及び14号の程度に該当しない

と認められるかどうかを検討すべきである。そして、障害の程度の具体的認定に当たっては、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として「国民年金・厚生年金保険障害認定基準について」（以下「認定基準」という。）が社会保険庁により発せられ、同庁廃止後もその効力を有するとされているので、当審査会もこれに依拠するのが相当であると料するものである。

- 3 当該傷病による障害の程度は、認定基準第3第1章第16節の「悪性新生物による障害」に依拠して判断すべきであるところ、悪性新生物による障害の程度は、組織所見とその悪性度、一般検査及び特殊検査、画像検査等の検査成績、転移の有無、病状の経過と治療効果等を参考にして、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必要とするものであって、長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもを2級に、また、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のもを3級に認定するものとされており、悪性新生物による障害は、悪性新生物そのもの（原発巣、転移巣を含む。以下同じ。）によって生じる局所の障害、悪性新生物そのものによる全身の衰弱又は機能の障害、及び、悪性新生物に対する治療の結果として起こる全身の衰弱又は機能の障害に区分し、悪性新生物による障害の程度で各等級に該当するものを一部例示すると、1級については、著しい衰弱又は障害のため、後記一般状態区分表のオに該当するもの、2級については、衰弱又は障害のため、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの、3級については、著しい全身倦怠のため、一般状態区分表のウ又はイに該当するものとされ、一般状態区分表のアは、「無症状で

社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの」、イは、「軽度の症状があり、肉體労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできるもの（例えば、軽い家事、事務など）」、ウは、「歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの」、エは、「身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの」、オは、「身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの」とされている。

そして、悪性新生物そのものによるか又は悪性新生物に対する治療の結果として起こる障害の程度は、認定基準第3第1章各節の認定要領により認定するとされ、悪性新生物による障害の認定例は上記例示のとおりであるが、全身衰弱と機能障害とを区別して考えることは、悪性新生物という疾患の本質から、本来不自然なことが多く、認定に当たっては組織所見とその悪性度、一般検査及び特殊検査、画像診断等の検査成績、転移の有無、病状の経過と治療効果等を参考とし、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定するとされる。なお、腹部臓器、骨盤臓器の術後後遺症については、認定基準上は「その他の疾患による障害」の節の認定要領によるとされており、腹部臓器・骨盤臓器の術後後遺症とは、胃切除によるダンピング症候群等、短絡的腸吻合による盲管症候群、虫垂切除等による癒着性腸閉塞又は癒着性腹膜炎、腸ろう等をいうとされ、腹部臓器・骨盤臓器の術後後遺症の障害の程度は、全身状態、栄養状態、年齢、術後の経過、予後、原疾患の性質、進行状況、具体的な日常生活状況等を考慮し、総合的に認定するものとされている。

- 4 そこで、障害認定日当時における本件

障害の状態について検討すると、本件診断書によれば、障害の原因となった傷病名として転移性脊椎腫瘍が掲げられ、傷病の原因又は誘因は「乳癌 初診年月日（平成〇年〇月〇日）」、既存障害、既往症はなく、診断書作成医療機関における初診時（初診年月日：平成〇年〇月〇日）所見は「頸部痛ありレントゲン検査で頸椎の病的骨折認めた。」、現在までの治療の内容等は、「乳癌に対して抗癌剤治療脊椎腫瘍に対して手術行った。」とされ、手術歴には、平成〇年〇月〇日に脊椎固定術を受けたとされている。一般状態区分表は、「イ 軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが歩行、軽労働や座業はできるもの 例えば、軽い家事、事務など」とされ、その他の障害（平成〇年〇月〇日現症）をみると、自覚症状として、化学療法継続中、他覚所見として、CT（平成〇年〇月〇日）で多発骨転移、両肺転移があり、検査成績の記載がなく、現症時の日常生活活動能力及び労働能力は、「倦怠感あり、外出は少ない。脊椎術後でコルセット装着しており肉体労働は困難。」、予後は、「腫瘍の増悪に伴い、症状悪化の可能性あり。」とされている。

上記のような障害認定日における請求人の本件障害の状態は、乳癌の脊椎転移による頸椎病的骨折を生じ、平成〇年〇月〇日に脊椎固定術を受けてから1年3か月が経過した時期に相当し、平成〇年〇月〇日のCT画像診断により、乳癌からの多発骨転移、両肺転移も認められ、多発性転移に対して化学療法を受けている状態にあり、倦怠感のために外出が制限され、脊椎固定術後のコルセット装着のために労働も制限され、腫瘍の増悪に伴い症状悪化の可能性があるとされている。

そうすると、以上のような障害認定日当時における本件障害の状態は、認定基準に照らして総合的にみると、悪性新生物の多発性骨転移、両肺転移に対する化学療法による倦怠感、脊椎転移による病的骨折（脊椎固定術後）による生活機能

の障害があり、一般状態区分表は「イ」とされ、障害の程度は、障害等級3級に相当するとされる上記の例示である「著しい全身倦怠のため、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの」に相当すると認めるのが相当であり、厚年令別表第1掲記の12号に該当する。なお、それより重い2級及び1級の程度には該当しない。

- 5 そうすると、原処分中、障害等級3級の障害厚生年金を支給しないとした部分は相当ではない。よって、主文のとおり裁決する。